

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 無停電電源装置の撤去、搬出及び運搬
(2) 履行期限 令和8年11月30日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年7月24日 (金) 14時30分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室) |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵 便 入 札 の 許 否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。
(3) 入札への参加を希望する者は、入札日までに上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3669)
FAX (0176) 53-5464 担当: 末廣 |

Y

入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。

令和8年7月24日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

申込者住所
会社名
代表者氏名
担当者(代理人)氏名
担当者(代理人)連絡先

No	品名(件名)	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	無停電電源装置の撤去、搬出及び運搬	仕様書のとおり	式	1			
		【内訳】					
	撤去費用		式	1			
	搬出費用		式	1			
	既設配線撤去費		式	1			
	クレーン・搬出車等		式	1			
	その他雑工事費		式	1			
	その他諸経費		式	1			
		ー以下余白ー					
総 計		¥					
申込者の条件		履行期限: 令和8年11月30日 履行場所: 航空自衛隊三沢基地 (その他): 税抜					

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号	6130-427-4324-5		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	無停電電源装置の撤去、搬出及び 運搬	三基L P S - X 6 1 0 2 5		
		承 認	令和 8 年 6 月 2 3 日	
		作 成	令和 8 年 6 月 2 3 日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作成部 隊等名	北部防空管制群警戒通信隊	

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊三沢基地北部防空管制群電源局舎に設置している無停電電源装置の撤去、搬出及び運搬について規定する。

1.2 用語の定義

無停電電源装置（以下、「本装置」という。）とは、無停電電源装置（無停電電源装置本体及び蓄電池盤）、蓄電池及び電源ケーブルをいう。

2. 役務に関する要求

2.1 役務の概要

本装置の撤去、搬出及び運搬

2.2 履行期限

契約締結日～令和8年11月30日

※撤去工程については、監督官と細部調整するものとする。

2.3 履行場所

青森県三沢市後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）とする。細部は、別図第1による。

品 名	無停電電源装置の撤去・搬出及び運搬
-----	-------------------

2.4 適用範囲

下表に示す本装置の撤去、搬出及び運搬とする。

品 名	物品番号	数量	型式	一連番号	備考
無停電電源装置	6130-427-4324-5	1 台	U150A-33MY	U150004	別図第 4 参照
		1 台		U150005	
蓄電池		192 個×2	MSE-300		
電源ケーブル		1 式	EM-CEQ-325		別図第 5 参照

2.5 役務の内容

- a) 電源局舎内の本装置の撤去
- b) 電源局舎内から屋外への本装置及び発生材の搬出
 器材搬入口を使用し移動式クレーンにて本装置及び発生材を搬出する。(別図第 5、6) また、クレーン操作時は、地上 18メートルを超えない範囲で作業を実施する。
- c) 本装置及び発生材の運搬
 搬出した本装置及び発生材は、発生材置き場(別図第 1、2)に運搬するものとし、細部については、監督官の指示に従うものとする。
- d) ケーブルを取り外した後、ケーブルの端子に絶縁テープを巻くものとする。
- e) 蓄電池(MSE-300)については、接続板及び接続線を外し、蓄電池盤から取り出し、確実に梱包し運搬するものとする。梱包した蓄電池は、パレットに積載し、荷崩れ防止措置を施したうえで、蓄電池運搬場所(別図第 1、3)に運搬するものとし、細部については、監督官の指示に従うものとする。

品 名	無停電電源装置の撤去・搬出及び運搬
-----	-------------------

3. その他の指示事項

3.1 一般事項

請負者は、役務の履行にあたり、作業に関する諸法規等を厳守し、作業の円滑な進捗を図るとともに、諸法規等の運営適用は、請負者の負担責任において行わなければならない。

3.2 着工届

請負者は、役務着工届にて着工開始日を通知するものとする。

3.3 工程表

請負者は、あらかじめ作業実施に必要な工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

3.4 現場写真

現場写真は、役務の履行前後、その他監督官が指示する作業状況を監督官立会いにより、スケール及び説明を記した黒板などを添えて撮影しアルバムに整理して提出する。

3.5 疑義

図面と仕様書の内容に相違がある場合、明示のない場合又は疑いを生じた場合は、全て監督官を通じて契約担当官と協議しなければならない。ただし、軽微なものは監督官の指示に従うものとする。

3.6 軽微な変更

作業に際し、現場の取り合わせ等のため作業を多少変更する等の軽微な変更は、監督官の指示に従わなければならない。ただし、請負金額及び工期の変更はしない。

3.7 現場管理

現場の安全衛生に関する管理は、管理技術者が責任者となり関係法令に従って、これを行う。実施にあたっては安全に留意し、事故及び災害の防止、風紀、衛生取締りその他について十分な注意を払わなければならない。

3.8 災害及び公害の防止

役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に次の事項に厳守しなければならない。

- a) 第三者に公害を及ぼしてはならない。
- b) 公害の防止に努める。
- c) 豪雨、強風その他による災害に対しては天気予報等を確認し、十分注意を払わなければならない。

品 名	無停電電源装置の撤去・搬出及び運搬
-----	-------------------

3.9 臨機の処置

災害又は公害が発生した場合、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。

3.10 養生

在来建物等を汚染及び損傷しないよう適切な方法で養生を行う。

また、汚染及び損傷した場合は、請負者の負担責任において適切な方法により現状復旧を行う。

3.11 発生材の処理

a) 金物等の発生材については、監督官が示す場所に整理集積し、発生材報告書を添えて引き渡すものとする。

b) その他の発生材については、監督官の指示によるものとする。

3.12 清掃及び片付け

役務完了に際して、当該役務に関する部分の清掃及び片付けを行わなければならない。

4. 官側の支援

作業に必要な電力及び水の使用については、官側が支援するものとし、監督官の指示を受けたうえで、必要な範囲で支援を受けることが出来るものとする。

5. 秘密保全

本役務の履行に伴い知得した情報、本仕様書、その他本役務に関する資料等を第三者に漏洩又は利用してはならない。

6. 検査

6.1 完成検査

a) 完成検査は、検査官立会いのもと確認を行い、検査官の承認を受けるものとする。

b) 検査官による完成通知書及び引渡書を含む全書類の書類検査

7. その他

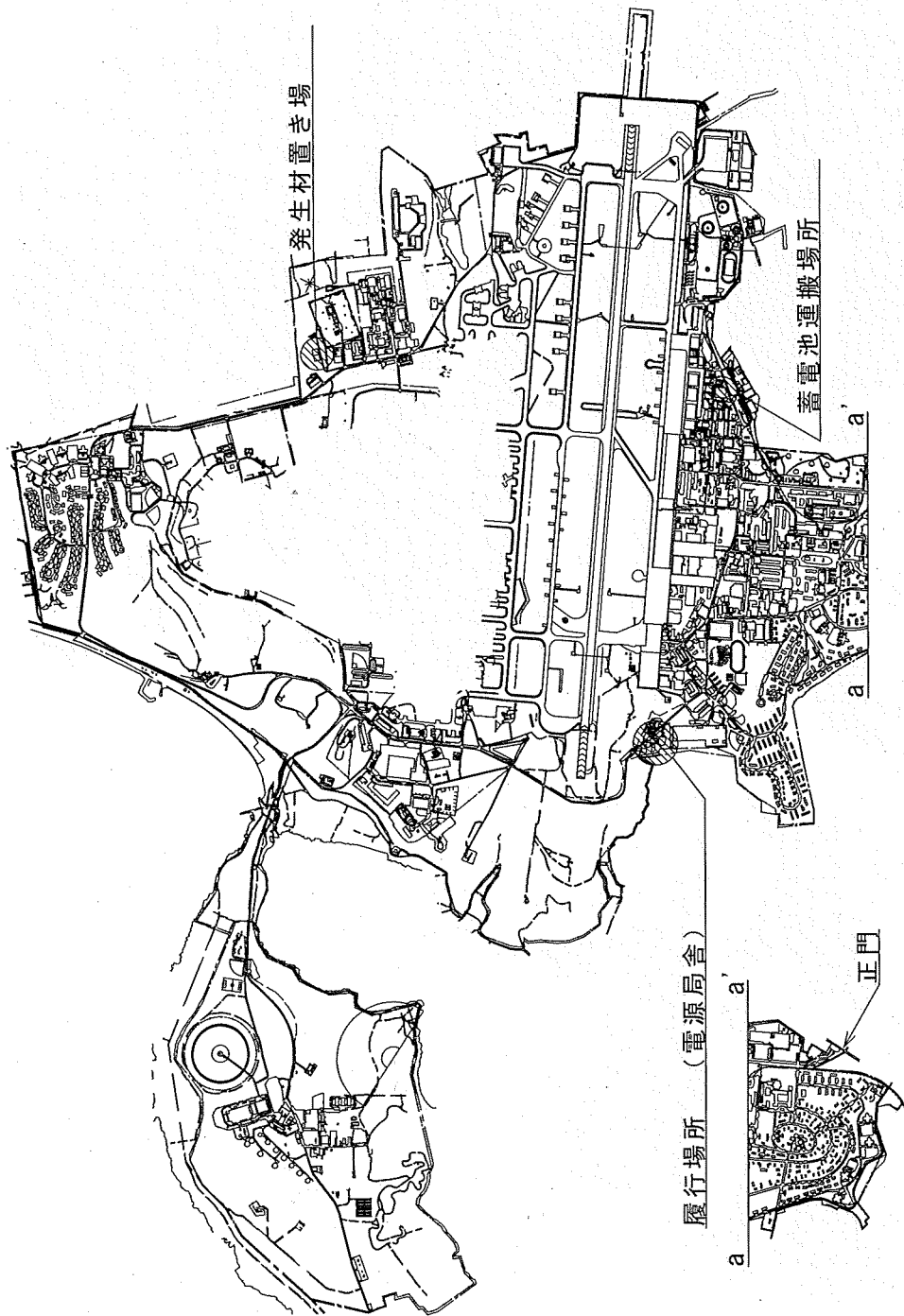
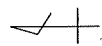
a) 本役務における作業時間は、08時15分から17時00分を基本とし、作業期間については休日（土曜日、日曜日、祝日等）も含むものとする。

作業時間を延長する場合は、監督者と調整し、許可を受けるものとする。

b) 請負者の履行場所の立入及び行動については、監督官の指示に従うこと。

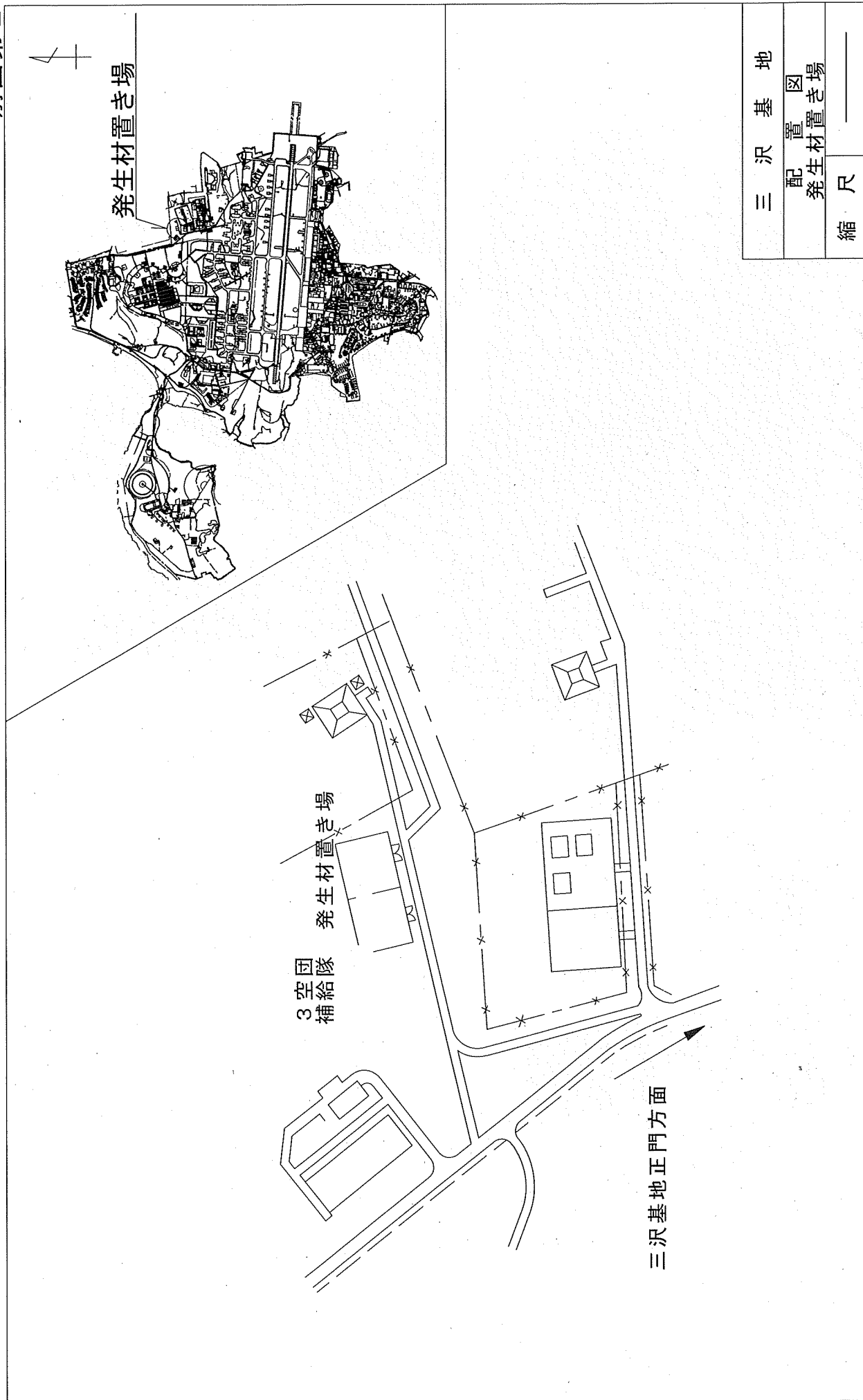
c) 作業の中断を監督官及び勤務員から指示された場合は、速やかに従うこと。

d) 電源局舎内の立入及び記録機器使用の際は、申請が必要のため、契約後立入申請及び関係書類の提出を行うものとする。

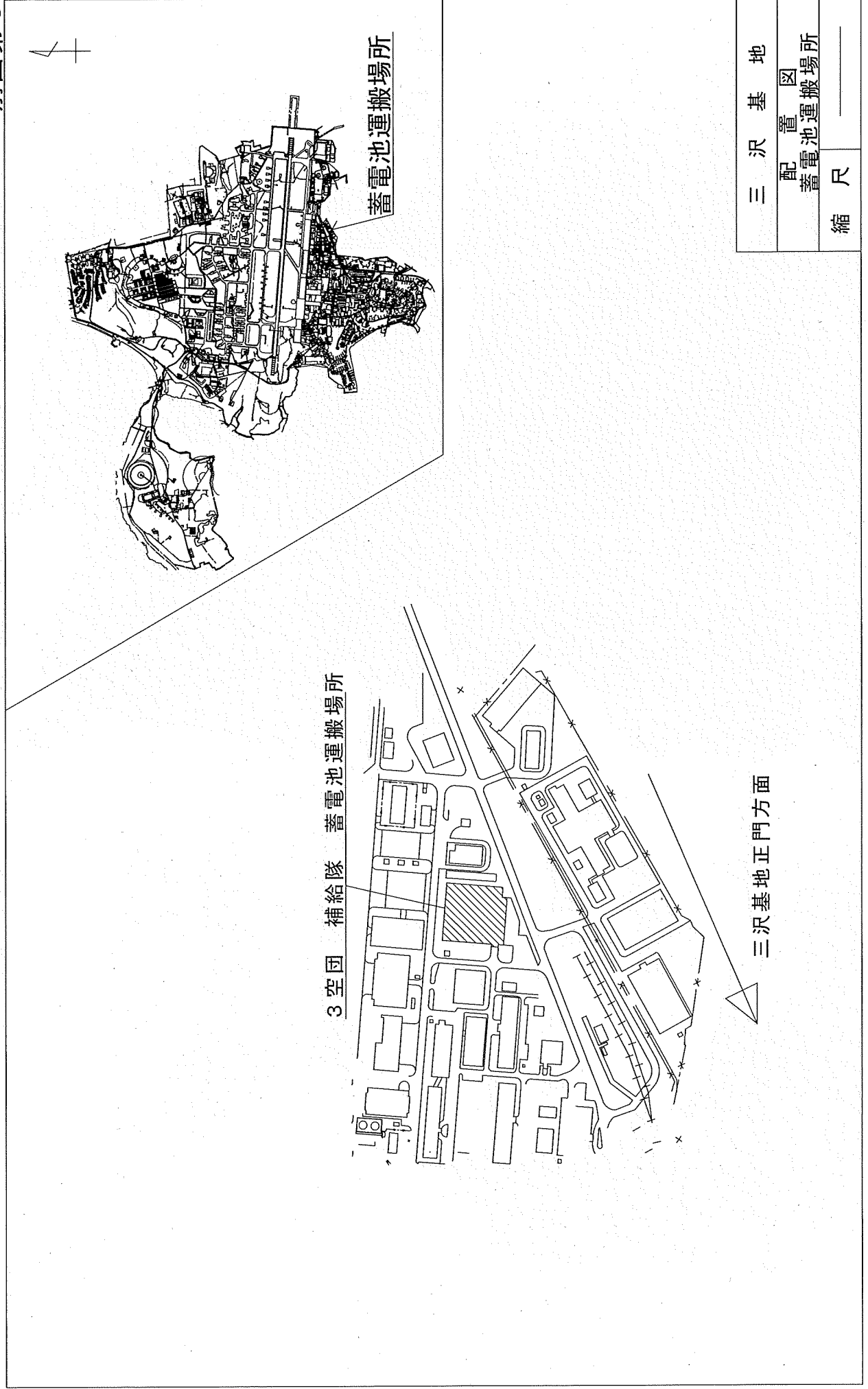


三 沢 基 地	
配 置 図	
縮 尺	—

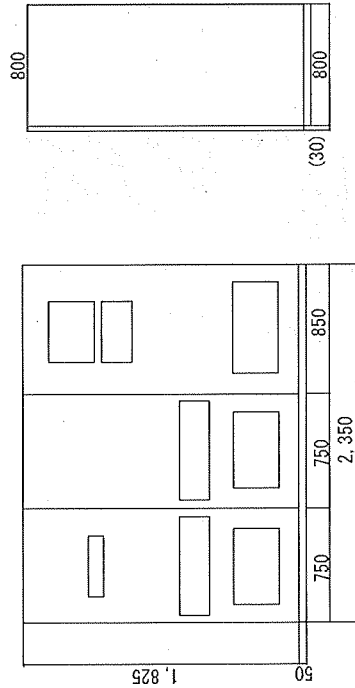
別図第2



三 沢 基 地	
配 置 図	
発生材置き場	
縮 尺	—



無停電電源装置本体

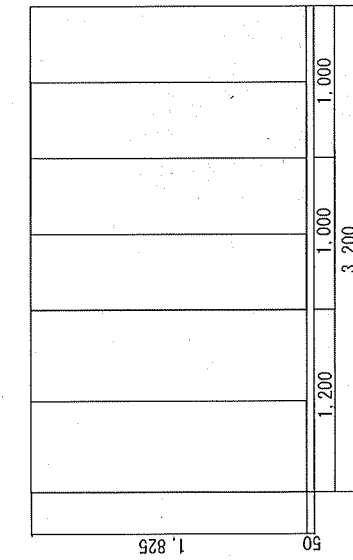


前面

重量 1,750kg

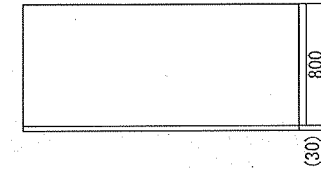
無停電電源装置蓄電池盤

蓄電池

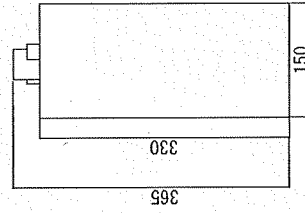


前面

重量 5,500kg (蓄電池 192個含む)



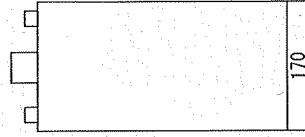
側面



前面

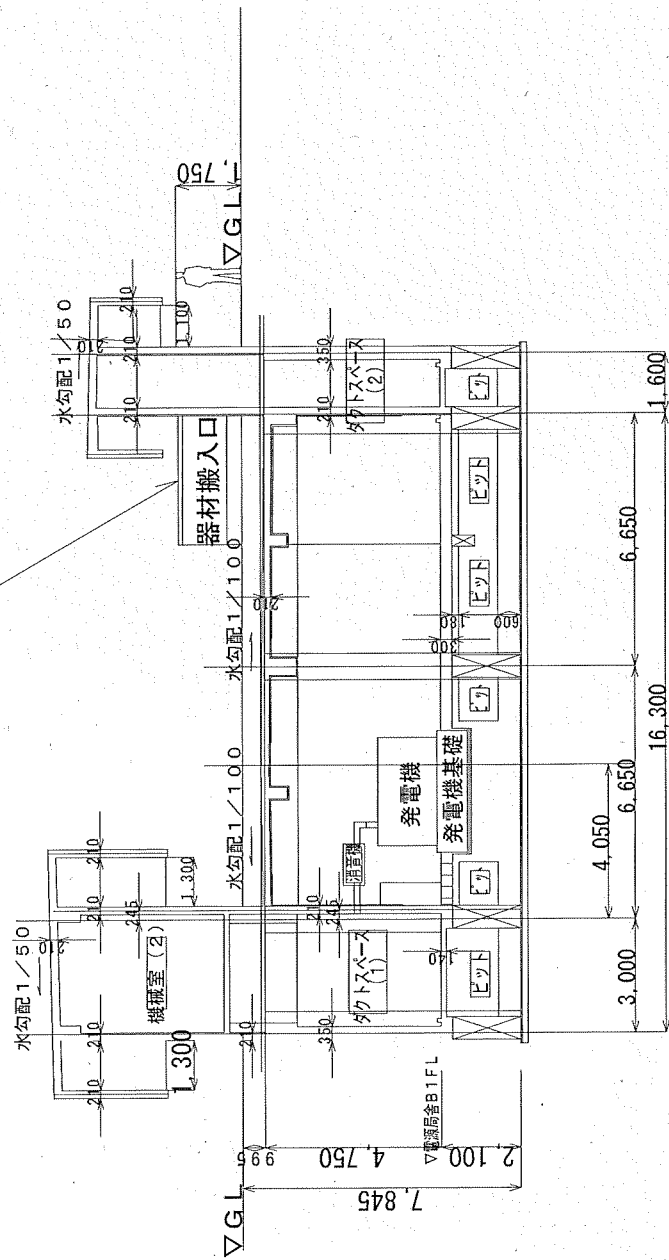
重量 21kg/個

縮尺 1/10



側面

北部防空管制群	
無停電電源装置150kVA	
縮尺	1/50



北部防空管制群	電源局舎立面図	縮尺 1/200
---------	---------	----------